

「先願主義」— 先に申請した者がブランドを手にする

中国では、商標の権利は長く使ってきた者ではなく、出願書類を最初に当局へ提出した者に与えられます。知名度も長年の販売実績も、それ自体では優位性になりません。だからこそ先手を打つ必要があります。

優先権：6か月

パリ条約による優先権が認められます。本国で出願しておけば、半年以内にCNIPA（国家知識産権局）へ最初の出願日を優先日として認めるよう求めることができ、中国での出願日をさかのぼらせられます。

未登録商標の保有者が背負うリスク

- ⚠ 「他人のものになった」ロゴを付けたロットが、輸出時に税関で差し止められる
- ⚠ 新しい権利者が中国国内での販売を自分の手に囲い込む
- ⚠ 同じ権利者が他国への輸出ルートを塞ぐこともできる
- ⚠ 自社の名を騙った模倣品が自国市場へ流れ込むおそれがある

出願が不可欠な場面 一次のいずれか一つでも当てはまるなら先延ばしにしないでください：

- ✓ 中国に生産拠点がある
- ✓ 自社ブランドで中国市場または海外市場へ販売している
- ✓ 中国が製造工程の一部を担っているだけの場合も含む

目安となる原則

出願は出荷開始の前に。最初の紛争が起きてからでは遅すぎます。

どのような標章が登録できるか

決め手となる基準は識別力です。商標は、棚に並ぶ隣の商品と自社の商品を見分けさせるものでなければなりません。香りやにおいは中国では保護の対象になりません。

種類

- ✓ 文字商標（名称、スローガン、文字と数字）
- ✓ 図形商標（ロゴ、シンボル、図案）
- ✓ 結合商標（文字と図形の組み合わせ）
- ✓ 立体商標（商品または包装の形状）
- ✓ 音商標（メロディーまたは音響信号）

外国企業の落とし穴：ブランドの中国語名

ラテン文字版の保護は、その漢字の「分身」にまでは及びません。「中国語版」は第三者に先取りされうるのはです。名称の翻案には三つの道があります：意味から — Apple → 苹果（「りんご」）・音から — McDonald's → 麦当劳、Audi → 奧迪・その両方 — Coca-Cola → 可口可乐（「味わって楽しむ」）。New Balance は「新百倫」版をめぐる争いで数百万規模の支払いを命じられました。中国語名は自ら考案し、自ら押さえておくのが賢明です。

ニース分類の区分と類似群

土台はニース分類ですが、中国独自の補正が入ります。類がさらに類似群へ細分されるのです。願書には類、類似群、そして指定商品・役務の正確な文言を記載します。

例

朝食付き小規模ホテルチェーンの場合：第43類「飲食物の提供および宿泊」→該当する類似群→「宿泊施設の提供」という項目。

注意

指定商品・役務の書き方が雑であることは、最も高くつく誤算です。正しい類似群を欠けば、似たサービスは無防備なまま残ります。類似群は事前に代理人と突き合わせてください。

三つのステップ：調査から登録証まで



ステップ1・CNIPAデータベースでの調査

登録簿の検索により、同一・類似の商標をふるい落としします。障害が見つければ、標章を磨き直します。数営業日かかりますが、予算と時間を守ってくれます。



ステップ2・準備と出願

一式は中国語で提出します：願書、鮮明な商標の見本、類似群を付した商品・役務の一覧、出願人の書類とその翻訳、委任状。



ステップ3・審査と登録証

方式審査と実体審査 → 公報への掲載と3か月の異議申立期間。異議がなければ、有効期間10年の電子登録証が交付されます。

登録への二つの道：

国内ルート

経由： CNIPAへ直接

出発点： ブランドを押さえる意思があれば足りる

類似群： 柔軟 — 一覧を現地ルールに合わせて作り込める

向いている場面： 目標が中国市場に限られるとき

マドリッドルート

経由： WIPO

出発点： 本国での出願済みまたは登録が必要

類似群： やや窮屈 — 基礎出願に引きずられる

向いている場面： 複数市場へ同時に進出するとき

中国国内に住所・営業所を持たない出願人は、いずれのルートでも、資格を有する特許・商標代理人を通じて手続を行います。

いくらかかり、どれだけかかり、その先に何をするか

項目	目安
出願官庁費用	1区分あたり約180～300 USDから
追加の指定項目	超過分ごとに加算
弁理士・法務サポート	約500 USDから
期間（標準）	12～18か月
早期審査	6～9か月 + 追加費用
保護期間	10年、更新可能

登録後は守りへ

- ✓ 商標を中国税関の登録簿に記録する — 税関が模倣品を、輸出分も含めて差し止めるようになります
- ✓ 標章を実際に使用する：3年連続の不使用は、不使用取消への道を開きます
- ✓ 2019年の改革により、「乗っ取られた」商標を争うための根拠が広がりました

台湾、マカオ、香港

中国本土での保護はこれらの地域には届きません。それぞれが独自の登録制度を持っています。各法域へ個別に出願する必要があります。

数値は目安

公開情報にもとづく目安であり、公式の料金表ではありません。費用は指定商品・役務の一覧に連動するため、出願前に最新の見積もりを代理人に確認してください。

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

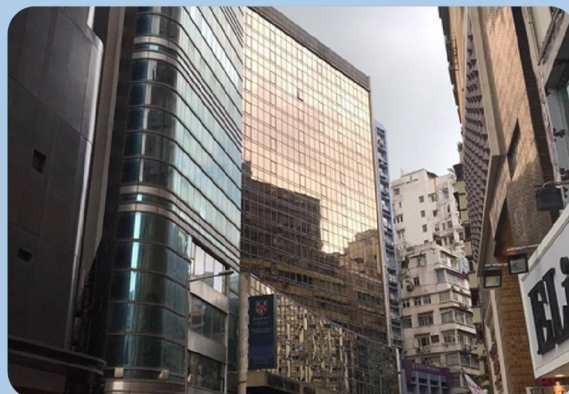
www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169